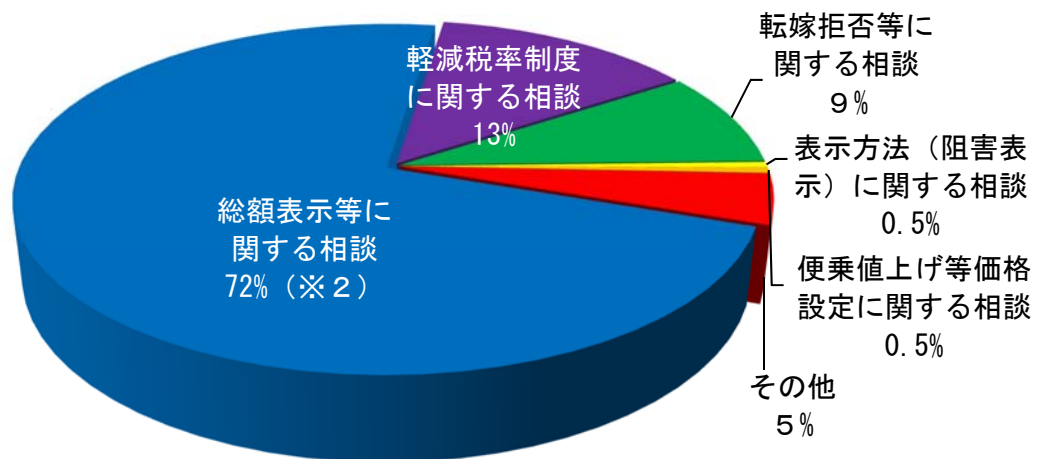


総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和2年12月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和2年12月(12/1～12/31)）は以下のとおり。

1 相談件数

12月の相談件数：電話172件、メール22件
【相談内容（全194件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 卸売業者です。小売店や業務用ユーザー向けに作成した商品カタログ（業務用商品カタログ）は、総額表示義務の対象になりますか。

A. 総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者取引における）値札や広告等において、あらかじめ価格を表示する場合」が対象となりますので、一般的な事業者間取引における価格表示は、総額表示義務の対象にはなりません。

製造業者や卸売業者が小売店や業務用ユーザーとの間で行う取引は事業者間取引に該当しますので、御質問の業務用商品カタログについても、総額表示義務の対象にはなりません。

Q. 事業者です。会員向けのサービスの価格表示をホームページ上で表示する場合は、総額表示義務の対象となりますか。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は1件

※2 うち総額表示に関する相談が73%、消費税一般に関する相談が27%

A. 総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合」を対象としていますが、会員のみを対象として商品やサービスの提供を行っている場合であっても、その会員の募集が広く一般を対象に行われている場合には、「総額表示義務」の対象となります。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 個人事業者です。業務委託契約を結んでまつ毛エクステサロン(法人)でサービスを提供しています。以前、委託料は「顧客への売上(税込)の50%」となっており、例えば、5000円(税込)の施術であれば、5000円(税込)×0.5=2500円でした。

しかし、令和元年10月の消費税率引上げ時に委託料の計算方法が、「顧客への売上(税抜き)の50%」に変更され、現在に至っています。このような行為は買ったときとして問題になるのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったとき」として問題となります。

御相談のケースのように、委託料率を乗じる売上を「税込価格」から「税抜価格」に変更することによって、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、合理的な理由がない限り、「買ったとき」として問題となるおそれがあります。

このような「買ったとき」に該当すると思われる行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁等に御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

Q. 売手です。令和3年4月以降に総額表示になるのにあたって、令和3年3月の時点で税抜価格を表示していた小売店(買手)が、今までの表示価格(税抜価格)を税込価格として消費者に販売するために、納入業者に対して、納入価格の値引きを要請することが予想されます。取引先買手事業者からの値引き要求が、消費税転嫁対策特別措置法失効後に行われた場合は問題にならないのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日で失効しますが、御相談のケースのような値引き要求等が失効後に行われた場合には、独占禁止法や下請法に照らして判断することになります。具体的には公正取引委員会にお問い合わせください。

<相談窓口>

具体的な相談内容については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル : 0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル : 0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時~17時(土日祝日・年末年始を除く)

○メール : ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2609 (直通)

FAX : 03-3591-0160